

仙台市交通局郵便入札実施要領の運用について

(平成 16 年 4 月 1 日 企画経理課長決済)

(趣旨)

第 1 条 仙台市交通局郵便入札実施要領（平成 15 年 12 月 24 日管理者決裁。以下「要領」という。）第 12 条の規定に基づき、要領の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(開札の立会人の選任基準)

第 2 条 要領第 8 条第 2 項に規定する開札の立会人の選任は、原則として、要領第 2 条第 1 号に定める制限付き一般競争入札の場合は、仙台市交通局制限付き一般競争入札実施要綱（平成 10 年 3 月 27 日管理者決裁）第 5 条第 2 項に定める入札前資格確認型又は入札前施工計画審査型にあっては当該対象契約において入札参加資格を確認した者、同要綱同条同項に定める入札後資格確認型又は入札後施工計画審査型にあっては当該対象契約において入札参加申請をした者、要領第 2 条第 2 号に定める指名競争入札の場合は、指名業者（以下総称して「業者」という。）のうち開札時に立ち会った業者の、仙台市交通局契約業者指名基準第 2 条に基づく格付評点の順が、当該業者の数に応じて別表においてあらかじめ定めている順位に該当する者を選任することにより行うものとする。

2 前項の場合において、当該業者が共同企業体のときは、開札時に立ち会った共同企業体の代表者の格付評点の順により、選任するものとする。

(平成 19 年 8 月・改正)

附 則

この運用は平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 8 月 8 日）

(実施期日)

1 この改正は、決裁の日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市交通局郵便入札実施要領の運用については、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

別表

入札参加資格を確認した者、入札参加申請をした者又は指名業者の数	立会人として選任する格付評点の順位
2 者以下	全て
3 ～ 5 者	1 ・ 3
6 ～ 8 者	2 ・ 5
9 ～ 11 者	3 ・ 7
12 ～ 14 者	4 ・ 9
15 ～ 17 者	5 ・ 11
18 ～ 20 者	6 ・ 13
21 ～ 23 者	7 ・ 15
24 ～ 26 者	8 ・ 17
27 ～ 29 者	9 ・ 19
30 者以上	10 ・ 21